

第4節 県及び市町の役割

(防災意識の啓発等)

第23条 市町は、住民、自主防災組織等及び事業者が災害に備え、適切な防災対策を講ずることができるよう、自主防災組織等、事業者及び関係機関等と連携し、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努めるものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するとともに、市町及び関係機関等と連携し、県民の防災意識の普及及び啓発を図るものとする。

3 県及び市町は、関係機関等と連携して、複合型の災害や広域的な災害など様々な災害の発生を想定して、総合的な防災訓練を実施するものとする。

4 県及び市町は、関係機関等と連携して、幼児、児童、生徒及び学生が防災に関する理解を深め、災害時において適切に行動することができるよう、防災教育及び防災訓練の実施に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(災害及び防災に関する情報の提供等)

第24条 県及び市町は、県民、自主防災組織等及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を講ずることができるよう、災害の発生原因となる自然現象、災害危険箇所、避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供するものとする。

2 市町は、当該市町の区域内の防災地図を作成するとともに、住民に周知するものとする。

3 県は、前2項の規定による市町の施策の実施を支援するものとする。

(自主防災組織への支援)

第25条 市町は、自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織が行う防災活動に対し、必要な支援を行うものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

(防災リーダー等の育成)

第26条 県及び市町は、自主防災組織が行う防災活動及びボランティアが行う防災活動（以下「ボランティア活動」という。）が効果的に実施されるよう、防災リーダー（防災士その他の自主防災組織が行う防災活動において中心的な役割を担う者をいう。）及びボランティアコーディネーター（ボランティア活動が円滑に実施されるようボランティア相互間の連絡調整を行う者をいう。）の育成に努めるものとする。

(災害時情報収集伝達体制の整備)

第27条 市町は、あらかじめ、災害時における災害及び避難に関する情報を住民に提供するとともに、住民からの被害状況、住民の安否その他の必要な情報を入手する手段を講じておくものとする。

2 県及び市町は、孤立地区（災害の発生により通信及び交通が途絶した地区をいう。以下同じ。）の発生に備え、情報収集及び伝達手段の確保に努めるものとする。

3 市町は、あらかじめ、災害の発生により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）が帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。

4 県は、あらかじめ災害時における気象、被害その他の災害に関する情報を入手し、並びに市町及び関係機関等に提供するための手段を講じておくものとする。

5 県及び市町は、災害時における情報の提供について、あらかじめ報道機関と連携を図るものとする。

（住民避難体制の整備）

第28条 市町は、あらかじめ、自主防災組織等と連携して、災害の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとする。

2 前項に規定する避難計画には、避難準備情報等の発表等の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めるものとする。

3 市町は、災害時における指定避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者、占有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、居住性、衛生、保健医療サービスその他の生活環境に配慮した運営基準を作成するものとする。

4 市町は、自主防災組織等及び関係機関等と連携して、第1項に規定する避難計画及び前項に規定する運営基準（以下「運営基準」という。）を住民に周知するものとする。

5 県及び市町は、孤立地区の発生に備え、輸送手段の確保に努めるものとする。

6 市町は、あらかじめ、避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、自主防災組織等及び関係機関等と連携して、避難行動要支援者の避難支援等に関する体制を整備するものとする。

7 市町は、あらかじめ、関係機関等と連携して、疾病等のために通常の指定避難所では生活することができない住民が避難することができる施設を確保するものとする。

8 県は、前2項の規定による市町の施策の実施を支援するものとする。

9 県及び市町は、他の市町又は他の都道府県への広域的な避難が必要な場合に備え、避難を円滑かつ迅速に行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(物資等の備蓄及び流通備蓄の促進)

第29条 県及び市町は、災害時における応急対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、民間企業等の協力による流通備蓄の促進に努めるものとする。

(事業者等との協定)

第30条 県及び市町は、食料、飲料水、医薬品等の供給、緊急輸送の確保、応急の復旧に係る工事の施工その他の災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ他の地方公共団体及び事業者等との協定の締結に努めるものとする。

(広域防災拠点の整備)

第31条 県は、大規模な災害が発生した場合において、県内外からの人的支援及び物的支援を円滑に受け入れるための受援計画を作成するとともに、災害応急対策の展開及び物資の中継拠点（以下「広域防災拠点」という。）の整備に努めるものとする。

2 県は、広域防災拠点で活動する際に必要な資機材の確保に努めるものとする。

(医療救護体制の整備)

第32条 市町は、あらかじめ、医療救護に関する計画を作成し、災害による傷病者の治療の拠点となる病院等を指定するなど、災害が発生した場合における医療救護体制の整備に努めるものとする。

2 県は、前項に規定する医療救護体制の整備に対する支援及び広域的な医療救護体制の整備に努めるものとする。

(ボランティア活動への支援等)

第33条 県及び市町は、災害が発生した場合において、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携して、ボランティアの受入体制の整備、資機材及び物資の提供その他のボランティア活動の支援に努めるものとする。

2 県及び市町は、平常時から、ボランティア活動を目的としている団体等との連携に努めるものとする。

3 県及び市町は、県民及び事業者等が積極的にボランティア活動に参加するための意識啓発に努めるものとする。

(公共施設の整備)

第34条 県及び市町は、指定緊急避難場所及び指定避難所の選定に当たっては、災害による危険性等の考慮に努めるとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されている公共施設の耐震性の確保及び非常用電源設備の整備等に努めるものとする。

2 県及び市町は、要配慮者が指定緊急避難場所及び指定避難所を利用する場合を考慮し、必要に応じて、傾斜路等の設置等に努めるものとする。

3 県及び市町は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、防災上の観点から、定期的に点検を行うとともに、計画的な整備に努めるものとする。

(研修の実施等)

第35条 県及び市町は、研修等の実施等により、職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに防災意識の高揚を図るものとする。

2 県及び市町は、あらかじめ、災害時に職員が的確かつ迅速に対処することができるよう危機管理体制の整備を図るとともに、災害時にとるべき行動等を職員に周知するものとする。